

受 験 案 内

令和6年度笠岡市職員採用試験（一般事務職）

1 受付期間及び第1次試験日

受付期間	令和6年12月2日（月）～令和6年12月19日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日は休みです。）
	※人事課に持参する場合は、12月19日（木）午後5時15分までに受け付けたものまで有効とします。 ※郵送の場合は、12月19日（木）必着とします。 なお、郵送の場合は必ず簡易書留郵便で申込みをおこなってください。
試験日	令和7年1月11日（土）

2 募集職種及び職務内容

募集職種	主な職務内容
一般事務職	一般行政事務に従事します。島しょ部勤務があります。

3 採用予定人数及び応募条件

(1) 採用予定人員

試験区分	採用予定人員	募集内容
一般事務職A	3名程度	「一般枠」「定住枠」「移住枠」を募集します。応募条件等をご確認のうえ、希望するいずれか一つの募集枠に応募することができます。
一般事務職B （障がいのある人）	1名程度	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方で、下記「4 受験資格」を満たす方が応募することができます。 ※「療育手帳」の名称については、地方公共団体により独自の名称が付されている場合がありますので、交付している地方公共団体で確認してください。

※ 採用予定人数は、別に募集を行う「一般事務職（実務経験者採用）」を含んだ人数です。

(2) 一般事務職Aの募集枠

枠区分	応募条件
一般枠	どなたでも応募することができます。
定住枠 （市民・Uターン）	笠岡市内に住んでいる人、又は笠岡市出身者で採用後に笠岡市内に住む人
移住枠 （I・Jターン）	採用後に移住して笠岡市内に住む人

◎「定住枠」「移住枠」について

笠岡市が求める職員は、笠岡市人材育成基本方針に掲げる「挑戦する職員」を基本として、笠岡市に愛着を持ち、熱意をもって働くことが出来る職員です。

笠岡市がいつまでも笠岡としてあり続けるために、市の魅力を発信し、住民と協働して住んでよかったと思えるまちづくりを目指しています。

笠岡に住んでいる人、これから実際に笠岡に住む人で、自信を持って我がまち笠岡を共につくる人を求めています。

※笠岡市に10年以上居住していただくことを原則としています。

4 受験資格

試験区分	学歴等	年齢	受験資格
一般事務職A 及び 一般事務職B	大学卒程度	平成4年4月2日 以降に生まれた人	- 学校教育法に基づく大学を卒業した人、又は令和7年3月までに卒業見込みの人 - 上記と同等以上の学力を有する人
	短大卒程度	平成8年4月2日 以降に生まれた人	- 最終学歴が学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した人、又は令和7年3月までに卒業見込みの人 - 上記と同等の学力を有する人
	高校卒程度	平成8年4月2日 以降に生まれた人	- 最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した人、又は令和7年3月までに卒業見込みの人 - 上記と同等の学力を有する人

■U・I・Jターンとは

- ・Uターン：笠岡で生まれ育ち、進学や就職を期に他の市町村へ移住した後、再び笠岡に移住する人
- ・Iターン：他の市町村で生まれ育ち、進学や就職をした後、笠岡に移住する人
- ・Jターン：生まれ育った故郷から、進学や就職を期に他の市町村へ移住した後、笠岡に移住する人

■次のいずれかに該当する外国籍の人も受験できます。

- ①出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に定められている永住者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

なお、外国籍の人の採用後の任用や昇任については、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき行います。

■全ての試験区分において、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項（次のとおり）に該当する人

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②笠岡市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■受験資格がないこと、又は受験申込書に虚偽の内容が判明した場合は合格を取り消すことがあります。

5 採用試験の内容

(1) 第1次試験

科目	内容
教養試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題（択一式） ※ 基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※ 「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
適性検査	人物、職務適性、対人関係能力等についての適性検査

(2) 第2次（最終）試験

科目	内容
口述試験	予め出題するテーマに対しての考えを5分間以内で発表 専門知識、職務適性及び人柄等についての面接

※ 第2次試験は第1次試験合格者について行い、試験日程及び試験会場等は第1次試験合格者に別途通知します。

(3) 最終合格者発表

最終合格者は、第1次及び第2次試験の結果に基づいて決定し、合格者に直接通知します。

6 第1次試験当日の注意事項

(1)第1次試験の会場は次のとおりです。

試験会場	受付等
笠岡市役所 (笠岡市中央町1-1)	○受付：午前7時50分～午前8時20分 ○試験：午前8時30分～午後2時00分頃

(2)受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペン、消しゴム)、時計(計時機能だけのもの)、昼食(必要に応じて)を持参してください。

(3)試験当日、会場内(敷地内)は全ての試験(休憩を含む。)が終了するまで携帯電話の使用を禁止します。
また、その他の電子機器の使用も禁止します。

7 採用

採用予定日 令和7年4月1日

8 給与

笠岡市一般職の職員の給与に関する条例等の規定により支給します。

(1)初任給

参考:[令和6年4月時の初任給(月額)]

試験区分	学歴等	初任給
一般事務職	大学卒	201,400円
	短大卒	186,300円
	高校卒	175,100円

※初任給は経験等の条件により加算があります。

(2)諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等をそれぞれの条件によって支給します。

9 受験手続き及び受付期間

(1)提出書類(各1部)

①受験申込書(市指定の様式)

写真(3カ月以内撮影、脱帽上半身、たて5cm・よこ4cm)を貼付

②受験票(市指定の様式)

③障がいのある人の区分で受験する方は、各種手帳の写し

(2)受付期間及び提出先

■持参する場合

令和6年12月2日(月)から12月19日(木)までの執務時間内に、本人が笠岡市人事課へ持参してください。

《執務時間》午前8時30分～午後5時15分(毎週の土曜日、日曜日及び祝日は休みです。)

■郵送する場合

①封筒の表に「職員採用試験受験申込書」と記入し、笠岡市人事課へ郵送してください。

②必ず簡易書留郵便で送付してください。普通郵便で送付した場合の事故については責任は負えません。

③返信用封筒(長3封筒に110円切手を貼付し、宛先を明記したもの)を同封してください。

※ 受験番号を記入した受験票を返送します。

④令和6年12月19日(木)必着とします。

10 試験会場案内

<試験会場案内図>



※笠岡駅から徒歩約5分です。

<注意事項>

- 試験当日、会場内（敷地内）は全て禁煙です。
- 試験当日、施設の駐車場がありますので、ご利用ください。ただし、スペースに限りがあります。
- ごみは各自で持ち帰ってください。

受付場所（郵送先）・お問い合わせ先

- ・受付場所 笠岡市総務部人事課（市役所3階）
- ・郵送先 〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市総務部人事課
TEL (0865) 69-2124（人事課直通）

※ 不明なことがありましたら、総務部人事課へ本人が直接お問い合わせください。